

岐阜県公報

号外(三) 令和六年四月一日

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

五

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十四号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二恵那県事務所長の部一の項第一号中「恵那教育事務所」を「東濃教育事務所」に改め、同表中央子ども相談センター所長の部中「女性相談センター」を「女性相談支援センター」に改める。

別表第三県事務所長の部四十二の項中「及び健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二の規定によりなおその効力を有することとされる旧介護保険法(以下この項中「旧法」という。)」を削り、同項中第五十一号から第五十八号までを削り、第五十号を第五十九号とし、同号の前に次の四号を加える。

55 法第百十五条の四十四の二第六項の規定により介護サービス事業者に対して介護サービス事業者経営情報の報告等を命ずること。

56 法第百十五条の四十四の二第七項の規定により介護サービス事業者経営情報の報告等を命じた旨を市町村長に通知すること。

57 法第百十五条の四十四の二第八項の規定により指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定を取り消し、又は指定の効力を停止すること。

58 法第百十五條の四十四の二第九項の規定により指定地域密着型サービス事業者等の指定を取り消し、又は指定の効力を停止することが適当と認められる旨を市町村長に通知すること。

別表第三県事務所長の部四十二の項第四十九号を同項第五十四号とし、同項第四十八号中「指定介護サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設」に改め、「(指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に係るものを除く。)」を削り、同号を同項第五十三号とし、同項第四十七号を同項第五十二号とし、同項第四十六号中「指定介護サービス事業者」を「介護サービス事業者」に改め、同号を同項第五十一号とし、同項第四十五号を第五十号とし、第四十四号を第四十九号とし、第四十三号を第四十八号とし、同号の前に次の二号を加える。

46 法第百十五條の十六第二項の規定により市町村長相互間の連絡調整等を行うこと。

47 法第百十五條の二十六第二項の規定により市町村長相互間の連絡調整等を行うこと。

別表第三県事務所長の部四十二の項中第四十二号を第四十五号とし、第三十八号から第四十一号までを三号ずつ繰り下げ、第三十七号を第三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

40 法第百十五條の二の二第一項ただし書の共生型介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申出を受けること。

別表第三県事務所長の部四十二の項中第三十六号を第三十八号とし、第十三号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十二号中「第八十二条の二第一項」を「第八十二条の二第二項」に改め、同号を同項第十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

13 法第七十八條の六第二項の規定により市町村長相互間の連絡調整等を行うこと。

別表第三県事務所長の部四十二の項中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

7 法第七十二条の二第一項ただし書の共生型居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出を受けること。

別表第三県事務所長の部四十三の項中「施行令」を「令」に改め、同項第二十四号中「施行令」を「令」に改め、同項第二十五号中「第三十六条の三十二の四」を「第三十六条の三十二の八」に改め、同部五十八の項中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十一号）」

に改め、同項第一号中「第三十六条の二の規定による婦人相談所長」を「第十条の規定による女性相談支援センターの所長」に改め、同表保健所長の部一の項中「第二十八号まで、第三十一号及び第三十二号」を「第二十九号まで及び第三十二号から第三十四号まで」に改め、同項中第三十二号を第三十四号とし、第二十八号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の二号を加える。

28 法第六十九條の二第二項の規定による報告を受けること。

29 法第六十九條の二第五項の規定により、厚生労働大臣に情報を提供すること。

別表第三保健所長の部七の項中「施行規則」を「省令」に改め、同項第一号中「第七十号」を「第七十二号」に改め、同項第三十七号中「第四十四条の三の二第六項及び第五十條の三第六項」を「第四十四条の三の五第六項及び第五十條の三第六項」に改め、同項第六十号中「第四十二条第二項」の下に、「第四十四条の三の二第二項、第四十四条の三の三第二項、第五十條の三第二項及び第五十條の四第二項」を加え、同項第六十三号中「第三十八條第七項」を「第三十八條第九項」に改め、同項第九十二号中「施行規則」を「省令」に改め、同号を同項第九十四号とし、同項第九十一号中「施行規則」を「省令」に改め、同号を同項第九十三号とし、同項第九十号中「第五十條の三第四項」を「第五十條の六第四項」に改め、同号を同項第九十号とし、同項第八十七号中「第五十條の三第三項」を「第五十條の六第三項」に改め、同号を同項第八十九号とし、同項中第八十六号を第八十八号とし、第七十一号から第八十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七十号中「第四十四条の三の二第四項」を「第四十四条の三の五第四項」に改め、同号を同項第七十二号とし、同項第六十九号中「第四十四条の三の五第三項」に改め、同号を同項第七十一号とし、同項第六十八号中「第四十四条の三第七項（法第五十條の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「第四十四条の三第十項」に改め、同号を同項第七十号とし、同項第六十七号中「第四十四条の三第六項（法第五十條の二第四項において準用する場合を含む。）」を「第四十四条の三第九項」に改め、同号を同項第六十九号とし、同項第六十六号中「第四十四条の三第四項（法第五十條の二第四項において準用する場合を含む。）」を「第四十四条の三第七項」に改め、同号を同項第六十八号とし、同項第六十五号の次に次の二号を加える。

66 法第四十四條の三第四項及び第五項（法第五十條の二第四項において準用する場合を含む。次号から第七十号までにおいて同じ。）の規定により健康状態の報告を

求めることを委託すること。

67 法第四十四条の三第六項の規定により委託を受けた者から報告を受けること。

別表第三保健所長の部中四十一の項を四十三の項とし、四十の項を四十二の項とし、三十九の項を四十一の項とし、三十七の項及び三十八の項を削り、三十六の項を四十の項とし、同部三十五の項第十一号中「第三十三條の七第一項」を「第三十三條の六第一項」に改め、同項第十八号中「指導させる」を「必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせる」に改め、同号を同項第二十一号とし、同号の前に次の二号を加える。

19 法第四十条の五第一項の規定により精神科病院の管理者に対し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、職員若しくは指定する精神保健指定医に精神科病院に立ち入り診療録その他の帳簿書類の検査等をさせ、又は指定する精神保健指定医に当該精神科病院に立ち入り入院中の者を診察させること。

20 法第四十条の六第一項及び第三項の規定により精神科病院の管理者に対し、改善計画の提出を求め、又は改善計画の変更等を命ずること。

別表第三保健所長の部三十五の項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、同項第十五号中「第三項若しくは第四項の規定による入院」を「から第三項までの規定による入院若しくは同条第六項の規定による入院の期間の更新」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

12 法第三十八条の三第一項の規定により入院措置に係る入院中の者の症状等を精神医療審査会に通知し、審査を求めること。

別表第三保健所長の部中三十五の項を三十九の項とし、三十一の項から三十四の項までを四項ずつ繰り下げ、同部三十の項第一号中「第十八条第一項」の下に「法第二十二條第四項及び第五項において準用する場合を含む。」を加え、「毒物劇物営業者（販売業者に限る。）若しくは特定毒物研究者」を「毒物劇物営業者等」に、「これらの者の店舗、研究所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所」を「製造所等」に、「毒物、劇物等」を「毒物等」に改め、同項を同部三十一の項とし、同項の次に次のように加える。

三十一 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）の次に次のように加える。

1 法第三十一条の規定により覚醒剤製造業者等から必要な報告を徴収すること。
2 法第三十二条第一項及び第二項の規定により職員に

下この項中「法」という。の施行に関する事務

三十三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）以下この項中「法」という。の施行に関する事務

三十四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）以下この項中「法」という。の施行に関する事務

別表第三保健所長の部二十九の項の次に次のように加える。

三十 大麻取締法（昭和二十三年法律第二十四号）以下この項中「法」という。の施行に関する事務

1 法第二十一条第一項の規定により大麻取扱者等から必要な報告を求め、又は職員に栽培地等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験のため必要な大麻を収去させること。

別表第三岐阜地域福祉事務所長の部五の項中「及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二の規定によりなおその効力を有することとされる旧介護保険法（以下この項中「旧法」という。）」を削り、同項中第五十一号から第五十八号までを削り、第五十号を第五十九号とし、同号の前に次の四号を加える。

55 法第五十五条の四十四の二第六項の規定により介護サービス事業者に対して介護サービス事業者経営情報の報告等を命ずること。

56 法第五十五条の四十四の二第七項の規定により介護サービス事業者経営情報の報告等を命じた旨を市町村長に通知すること。

57 法第五十五条の四十四の二第八項の規定により指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定を取り消し、又は指定の効力を停止すること。

58 法第五十五条の四十四の二第九項の規定により指定地域密着型サービス事業者等の指定を取り消し、又は指定の効力を停止することが適当と認められる旨を市町村

覚醒剤製造業者等の製造所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、試験のため必要な覚醒剤等を収去させ、又は関係者に質問させること。

1 法第五十条の三十八第一項の規定により麻薬取扱者等から必要な報告を徴し、又は職員に麻薬業務所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な麻薬等を収去させること。

1 法第四十四条第二項の規定によりけし栽培者等から必要な報告を徴し、又は薬事監視員にけしの栽培地等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要なあへん等を収去させること。

長に通知すること。

別表第三岐阜地域福祉事務所長の部五の項第四十九号を同項第五十四号とし、同項第四十八号中「指定介護サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設」に改め、「(指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に係るものを除く。)」を削り、同号を同項第五十三号とし、同項第四十七号を同項第五十二号とし、同項第四十六号中「指定介護サービス事業者」を「介護サービス事業者」に改め、同号を同項第五十一号とし、同項第四十五号を第五十号とし、第四十四号を第四十九号とし、第四十三号を第四十八号とし、同号の前に次の二号を加える。

46 法第百十五条の十六第二項の規定により市町村長相互間の連絡調整等を行うこと。
47 法第百十五条の二十六第二項の規定により市町村長相互間の連絡調整等を行うこと。

別表第三岐阜地域福祉事務所長の部五の項中第四十二号を第四十五号とし、第三十八号から第四十一号までを三号ずつ繰り下げ、第三十七号を第三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

40 法第百十五条の二の二第一項ただし書の共生型介護予防サービス事業者の特例に係る別段の申出を受けること。

別表第三岐阜地域福祉事務所長の部五の項中第三十六号を第三十八号とし、第十三号から第三十五号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十二号中「第八十二条の二第一項」を「第八十二条の二第二項」に改め、同号を同項第十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

13 法第七十八条の六第二項の規定により市町村長相互間の連絡調整等を行うこと。

別表第三岐阜地域福祉事務所長の部五の項中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

7 法第七十二条の二第一項ただし書の共生型居宅サービス事業者の特例に係る別段の申出を受けること。

別表第三岐阜地域福祉事務所長の部六の項中「施行令」を「令」に改め、同項第四十三号中「施行令」を「令」に改め、同項第四十四号中「第三十六条の三十二の四」を「第三十六条の三十二の八」に改め、同部二十一の項中「売春防止法」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に改め、同項第一号中「第三十六条の二の規定に

よる婦人相談所長」を「第十条の規定による女性相談支援センターの所長」に改め、同

表精神保健福祉センター所長の部一の項中「施行令」を「令」に改め、同項第一号中「第三十三条第七項」を「第三十三条第九項」に改め、同項第四号中「定期の報告等」を「届出又は報告に係る入院中の者の症状等」に改め、同項第十四号から第十九号までの規定中「施行令」を「令」に改め、同表子ども相談センター所長の部一の項中「施行令」を「令」に改め、同項第二十五号中「から第三項まで及び第五項」を「第二項及び第四項」に改め、「私人に委託し、又は」を削り、同項第二十六号中「第五十六条第四項」を「第五十六条第三項」に改め、同項第二十九号及び第三十号中「施行令」を「令」に改め、同表建築事務所長の部二の項中「施行令」を「令」に、「施行規則」を「省令」に、「施行細則」を「規則」に改め、同項第七十号及び第七十一号中「施行令」を「令」に改め、同項第八十九号中「施行細則」を「規則」に改め、同号を同項第九十一号とし、同項第八十八号中「施行細則」を「規則」に改め、同号を同項第九十号とし、同項第八十七号を第八十九号とし、第七十七号から第八十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七十六号中「施行規則」を「省令」に改め、同号を同項第七十八号とし、同項第七十五号中「施行令」を「令」に改め、同号を同項第七十七号とし、同項第七十四号中「施行令」を「令」に改め、同号を同項第七十六号とし、同項第七十三号中「施行令」を「令」に改め、同号を同項第七十五号とし、同項第七十二号中「施行令」を「令」に改め、同号を同項第七十四号とし、同号の前に次の二号を加える。

72 令第百三十七条の十二第六項の規定により建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の様替が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め

ること。
73 令第百三十七条の十二第七項の規定により建築物の形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の様替が通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め

ること。
別表第三建築事務所長の部十二の項中「施行規則」を「省令」に改め、同項第六号中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同項第十六号中「施行規則」を「省令」に改め、同部十三の項第十四号及び第十五号並びに十八の項第二号中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同部十九の項中「平成二十四年省令第八十六号」を「平成二十四年国土交通省令第八十六号」に、「規則」を「省令」に改め、同項第三号中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同項第八号中「規則」を「省令」に改め、同部二十の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（一）に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「規則」を「省令」に改め、同項第二十号中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同項第三十三号中「規則」を「省令」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第三号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二県事務所の表四十三の項中「平成九年法律第二二三号」の下に、「以下この項中「法」という。」を加え、「及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成一八年法律第八三三号）附則第一三〇条の二の規定によりなおその効力を有することとされる旧介護保険法（以下この項及び別表第二岐阜地域福祉事務所の表五の項中「平成一八年旧法」という。）」を削り、同項所長決裁事項の欄第二十号中「指定介護サービス事業者」を「介護サービス事業者」に改め、同欄第二十一号中「指定介護サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設」に改め、同欄第二十二号及び第二十三号を次のように改める。

22 法第百十五条の四十四の二第六項の規定による介護サービス事業者に対する報告

命令等

23 法第百十五条の四十四の二第八項の規定による指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設の指定の取消し又は指定の効力の停止

別表第二県事務所の表四十三の項所長決裁事項の欄第二十四号を削り、同表五十七の五の項中「売春防止法（昭和三十一年法律第一一八号）」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五二号。以下この項中「法」という。）」に改める。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表一の項課長専決事項の欄中第十一号を第十三号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

7 法第六十九条の二第二項の規定による報告の受付

8 法第六十九条の二第五項の規定による厚生労働大臣への情報の提供

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表中四十五の項を四十八の項とし、四十の項から四十四の項までを三項ずつ繰り下げ、三十九の項を削り、三十八の項を四十二の項とし、三十七の項を四十一の項とし、同項の前に次のように加える。

三十八 覚醒剤取締法（昭和二六年法律第二五二号。以下この項中「法」という。）の施行事務

1 法第三十一条の規定による覚醒剤製造業者等からの報告の徴収

2 法第三十二条第一項及び第二項の規定による職員による覚醒剤製造業者等の製造所等への立入り、帳簿等の検査、試験のための覚醒剤等の収去又は関係者に対する質問

1 法第五十条の三十八第一項の規定による麻薬取扱者等からの報告の徴収又は職員による麻薬業務所等への立入り、帳簿等の検査、関係者に対する質問若しくは試験のための麻薬等の収去

三十九 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二八年法律第一四号。以下この項中「法」という。）の施行事務

<p>四十 あへん 法(昭和二十九法律第七一号)以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	<p>1 法第四十四条第二項の規定によるけし栽培者等からの報告の徴収又は葉事監視員によるけしの栽培地等への立入り、帳簿等の検査、関係者に対する質問若しくは試験のためのおへん等の収去</p>
-----------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表三十六の項中「において」を「中」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「第十八条第一項」の下に「(法第二十二條第四項及び第五項において準用する場合を含む。)」を加え、「毒物劇物営業者(販売業者に限る。若しくは特定毒物研究者)を「毒物劇物営業者等」に、「これらの者の店舗、研究所等」を「製造所等」に、「毒物劇物等」を「毒物等」に改め、同項を同表三十七の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>三十六 大麻 取締法(昭和三年法律第一二四号)以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	<p>1 法第二十一条第一項の規定による大麻取扱者等からの報告の徴収又は職員による栽培地等への立入り、業務の状況若しくは帳簿書類等の検査若しくは試験のため大麻の収去</p>
-------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所二の表二十一の項所長専決事項の欄第一号中「一の表四十四の項課長専決事項の欄第一号」を「一の表四十七の項課長専決事項の欄第一号」に改め、同項を同表二十五の項とし、同表二十の項所長専決事項の欄第一号中「一の表四十一の項課長専決事項の欄第一号」を「一の表四十四の項課長専決事項の欄第一号」に改め、同項を同表二十四の項とし、同表十九の項所長専決事項の欄第一号中「一の表四十の項課長専決事項の欄第一号」を「一の表四十三の項課長専決事項の欄第一号」に改め、同項を同表二十三の項とし、同表十八の項所長専決事項の欄第一号中「一の表三十八の項課長専決事項の欄第一号」を「一の表四十二の項課長専決事項の欄第一号」に改め、同項を同表二十二の項とし、同表十七の項所長専決事項の欄第一号中「一の表三十七の項課長専決事項の欄第一号」を「一の表四十一の項課長専決事項の欄第一号」に改め、同項を同表二十一の項とし、同項の前に次のように加える。

欄第一号」に改め、同項を同表二十一の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>十八 覚醒剤取締法の施行事務</p>	<p>1 一の表三十八の項課長専決事項の欄各号に掲げる事項</p>
<p>十九 麻薬及び向精神薬取締法の施行事務</p>	<p>1 一の表三十九の項課長専決事項の欄第一号に掲げる事項</p>
<p>二十 あへん法の施行事務</p>	<p>1 一の表四十の項課長専決事項の欄第一号に掲げる事項</p>

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所二の表十六の項所長専決事項の欄第一号中「一の表三十六の項課長専決事項の欄各号」を「一の表三十七の項課長専決事項の欄各号」に改め、同項を同表十七の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>十六 大麻取締法の施行事務</p>	<p>1 一の表三十六の項課長専決事項の欄第一号に掲げる事項</p>
----------------------	------------------------------------

別表第二岐阜地域福祉事務所の表五の項中「及び平成一八年旧法」を「(以下この項中「法」という。)」に改め、同項所長決裁事項の欄第二十号中「指定介護サービスマス事業者」を「介護サービスマス事業者」に改め、同欄第二十一号中「指定介護サービスマス事業者」を「指定居宅サービスマス事業者、指定介護予防サービスマス事業者又は指定介護老人福祉施設」に改め、同欄第二十二号及び第二十三号を次のように改める。

22 法第百十五条の四十四の二第六項の規定による介護サービスマス事業者に対する報告命令等

23 法第百十五条の四十四の二第八項の規定による指定居宅サービスマス事業者、指定介護予防サービスマス事業者又は指定介護老人福祉施設の指定の取消し又は指定の効力の停止

別表第二岐阜地域福祉事務所の表五の項所長決裁事項の欄第二十四号を削り、同表二十三の項中「売春防止法」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(以下この項中「法」という。)」に改める。

別表第二子ども相談センターの表一の項所長決裁事項の欄第三十二号中「第三十三条の六の二第一項」を「第三十三条の六の四第一項」に改め、同欄第三十三号中「第三十三条の六の三第一項」を「第三十三条の六の五第一項」に改め、同欄第三十八号中「から第三項まで及び第五項」を「第二項及び第四項」に改め、「私人への委託又は」を削り、同欄第三十九号中「第五十六条第四項」を「第五十六条第三項」に改める。

別表第二建築事務所の表二の項中「建築基準法、」を「建築基準法（以下この項中「法」という。）」に改め、「昭和二十五年政令第三三八号」の下に「以下この項中「令」という。」を加え、「昭和二十五年省令第四〇号」を「昭和二十五年建設省令第四〇号。以下この項中「省令」という。」に改め、「平成八年条例第一〇号」の下に「以下この項中「規則」という。」を加え、「昭和二十六年規則第九号」の下に「以下この項中「規則」という。」を加え、「同項所長決裁事項の欄第二号中「施行令」を「令」に改め、同欄第十三号中「施行細則」を「規則」に改め、同号を同欄第十五号とし、同欄第十二号中「施行細則」を「規則」に改め、同号を同欄第十四号とし、同欄第十一号を第十三号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同欄第七号中「施行規則」を「省令」に改め、同号を同欄第九号とし、同欄第六号中「施行令」を「令」に改め、同号を同欄第八号とし、同欄第五号中「施行令」を「令」に改め、同号を同欄第七号とし、同欄第四号中「施行令」を「令」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄第三号中「施行令」を「令」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄第二号の次に次の二号を加える。

3 令第三百二十七条の第十二第六項の規定による交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない場合の認定

4 令第三百二十七条の第十二第七項の規定による通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がない場合の認定

別表第二建築事務所の表二の項課長専決事項の欄第二号中「施行令」を「令」に改め、同表十七の二の項所長決裁事項の欄第二号中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同表十八の項中「平成二十四年法律第八四号」の下に「以下この項中「法」という。」を加え、「平成二十四年省令第八六号」を「平成二十四年国土交通省令第八六号。以下この項中「省令」という。」に改め、同項所長決裁事項の欄第三号中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同欄第八号中「規則」を「省令」に改め、同表十九の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（）」に改め、「平成二十七年法律第五三三号」の下に「以下この項中「法」という。」を加え、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二八年法律第五号）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二八年国土交通省令第五号。以下この項中「省令」という。）」の施行事務」に改め、同項所長決裁事項の欄第一号中「施行規則」を「省令」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

令和六年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社